イ　防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、830点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

特定建設工事共同企業体の代表者は、平成22年度以降入札公告日までに、元請け又は防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した次に掲げるアの施工実績を有すること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成22年度以降入札公告日までに、次に掲げるイの工事を元請けまたは防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

ア　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の２階建て以上で、１棟当たりの延べ面積1,000㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

イ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

なお、当該実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　建設業法の建築一式工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

エ　「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件

①　構成員の数が２者の場合、全ての構成員が、30％以上の出資比率である。

②　構成員の数が３者の場合、全ての構成員が、20％以上の出資比率である。

⑷　代表者の要件　代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「勝連（７）宿舎新設建築その他工事○○建設・○○建設・○○建設　建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

令和７年５月16日

国立大学法人東北大学副学長　伊豆　仁志

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第４号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達計画特定役務及び数量　出張旅費精算システムの構築及び運用保守業務　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　調達予定時期　令和７年11月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　出張旅費精算システムは、本学教職員・学生の国内外における出張旅費及び出張に伴い発生する各種経費（以下「出張旅費等」という。）を精算するためのシステムであり、次のものから構成されること。

・システムの稼働環境はＳａａＳ型のクラウドサービスとして構築されていること。

・年間70,000件以上の国内外における出張旅費等の精算ができること。

・15,000名以上のユーザー（本学教職員・学生）が使用できること。

・電子帳簿保存法及びインボイス制度への対応ができること。

・現在稼働中の本学財務会計システムとのデータ連携ができること。

B　最新の技術に裏付けられたアーキテクチャを有し、技術動向に合致した先進性の高いクラウドサービスであること。

C　システムが安定稼働し、外部からの脅威に対して安全性が確保できるセキュリティ対策及び保守体制を有すること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和７年６月16日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒980―8577　仙台市青葉区片平２－１－１　東北大学財務部調達課調達第一係長　河村　紘明　電話022―217―4869

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和７年５月16日から令和７年６月16日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。

⑴　開催日時　令和７年５月23日11時00分

⑵　開催場所　オンライン開催とする。（詳細は、調達説明書による。）

５　その他　この調達計画の詳細は調達説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６　Summary

⑴　Classification of the services to be required : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Construction, Operation and Maintenance of Travel Expense Settlement System 1 Set

⑶　Type of the procurement : purchase

⑷　Basic requirements of the procurement :

A　The travel expense settlement system is a system for settling travel expenses for domestic and international business trips of faculty, staff, and students of the University, as well as various expenses incurred in connection with such business trips (hereinafter referred to as “travel expenses, etc.”), and is composed of the following :

・The system’s operating environment must be built as a SaaS-type cloud service.